

令和5年度 いじめ防止基本方針

筑前町立東小田小学校

《いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県
のいじめ防止基本方針、筑前町いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、
総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「東小田小学校いじめ防止基本方針」
を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図る。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校
に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物
理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめほどの子どもにも、
どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するた
め、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見
及びいじめへの対処にあたる。

《いじめの防止》

- 4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組む。
そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、
いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれ
る背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に
努める。具体的には、以下の取組を実施する。

- ①命の大切さを学ぶ道德の時間の充実に努める。
 - 年間カリキュラムに基づいて、命の大切さについて考える指導を行う。
 - ボランティア活動等の体験を生かした道德指導を進める。
- ②命を大切にすることを育む体験活動の充実に努める。
 - 飼育活動等、生き物とのふれ合いを通して、生命尊重の精神を培う。
 - 栽培活動で、生物の成長の様子を観察することを通して、生物の生命に対する畏敬の念を培う。
- ③学級活動の充実に努める。
 - 望ましい人間関係に育まれた学級集団づくりを目指す。
 - ・低学年→仲良く助け合おうとする学級集団づくり
 - ・中学年→協力し合おうとする学級集団づくり
 - ・高学年→信頼し支え合おうとする学級集団づくり
 - 児童一人ひとりが自己肯定感、自己有用感を実感できるよう、一人ひとりのよさを引き出し、互いによさを認め合う指導を行う。
- ④校長による命の大切さやいじめに関する講話を実施する。
 - 「平和集会」などの全校集会で人権に関わって、命の大切さについての話を

- う他、機会ある毎に話をする。
- ⑤人間関係をつくる教育活動を推進する。
- 異学年間の交流を積極的に行う。
 - ・縦割り班による活動を積極的に行う（清掃、花植え等）。
 - ・近接学年間の交流を進める。
 - ・ピアサポート活動を積極的に行う。
- ⑥いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- 年度当初に、学級の児童の実態やいじめを発生させないための対策等について全職員で共通理解を図り、指導にあたっていく。

《いじめの早期発見》

- 5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努める。あわせて、毎月のアンケート調査やアンケート結果に基づく教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。具体的には以下の取組を実施する。

- ①「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修を実施し、いじめの早期発見、早期対応の体制づくりを行う。
- ②毎月、いじめアンケート等を実施し、いじめの早期発見に努める。いじめに繋がると見られる状況があった場合、関係児童への事情聴取、事実の確認を行い、「校内いじめ問題対策委員会」で協議しながら、早期解決に向けた対応を進めていく。
- ③定期的（9～11月）に教育相談活動を実施し、いじめの実態の有無、児童の心配事、悩み事等の聞き取りを行い、いじめの早期発見に努める。
- ④毎週一回、児童の様子についての情報交換を行い、いじめの早期発見に生かす。
- ⑤相談・通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

《いじめへの対処》

- 6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係諸機関・専門機関と連携し、対処する。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告する義務を負う。そして、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していく。具体的には、以下の取組を実施する。

※重大事態とは、

- ①いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③いじめを受けた児童等や保護者からの申立てがあったとき。

- ①「校内いじめ問題対策委員会」を組織し、会議を月1回開催する。いじめの発見・通報を受けた場合は委員会を中心に速やかに対処する。
 - マニュアルに沿って対応する。※別紙参照

- ②いじめの発見・通報を受けた場合には、その情報を教職員間で速やかに共有し、共通理解を図る。
- ③被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応を講じる。
 - 被害児童が精神的不安を訴えた場合、カウンセラーによるカウンセリングを行い、精神の安定に努める。
 - いじめが深刻で、被害児童の権利利益を擁護する必要があると思われる場合、教育委員会へ相談の上、区域外通学や別室指導等の措置を講じていく。
- ④いじめを行った児童に対しては指導の徹底を図り、経過観察・指導等を通して、再発防止に努める。なお、指導・経過観察後もいじめ等を繰り返し行い、行動に改善が見られないと判断される場合、教育委員会とも協議の上、出席停止等の措置を講じることも考える。
- ⑤学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努める。

《学校・家庭・地域と連携した取組》

- 7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努める。具体的には、以下の取組を実施する。

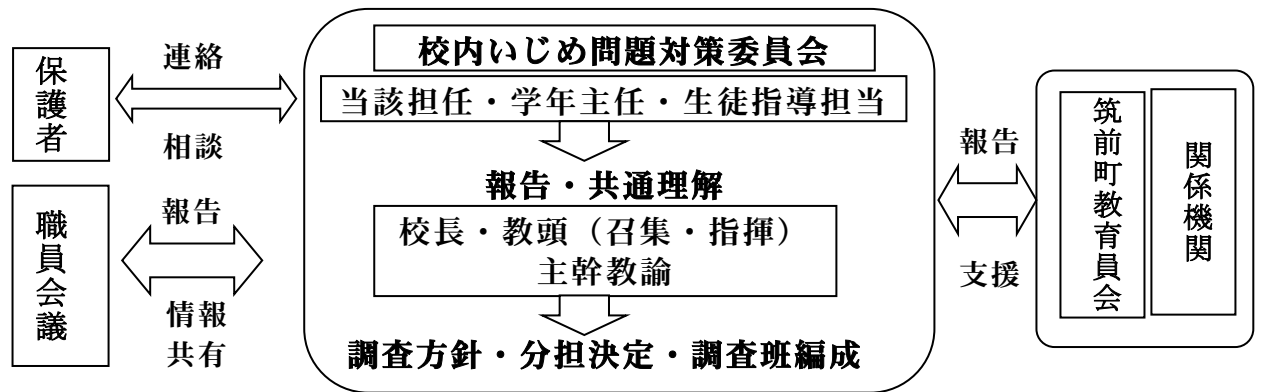
- ①いじめに特化したリーフレットの家庭への配付や相談窓口の紹介カードを配布する。
- ②ネット上のいじめに関する内容の周知を図る。
 - ネット上のいじめに関する内容の家庭用リーフレットを配付する。
 - 児童・保護者を対象とした「ネットによる誹謗中傷、いじめ等防止」に関する講演会を開催する。
- ③県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組を推進する。
 - 10月に家庭へ「いじめチェックリスト」を配付し、家庭での子どもの様子をチェックすることで、いじめの早期発見に生かしていく。
- ④いじめ防止基本方針について、児童、保護者へ説明の機会を持つ。
- ⑤学校のいじめに対する考え方を保護者に発信する。
 - 学校のいじめ防止基本方針をホームページに掲載する。
 - いじめ防止基本方針を保護者に説明する。

《組織の設置》

- 8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員からなる組織を設置し、定期的な協議を推進する。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。具体的には、以下の取組を実施する。

- ①「校内いじめ問題対策委員会」を必要に応じて開催する。
- ②「校内いじめ問題対策委員会」において、学期末の学校評価において学期ごとの基本方針の実施状況の評価・点検を実施し、次の学期への見直しを行う。

【全職員で子どもたちを育てる生徒指導組織図（校内いじめ問題対策委員会）】



※管理職、または生徒指導担当が招集する。（担任が招集の依頼をすることもある）

《いじめの解消》

- 9 いじめの認知月から3か月間は被害児童に対して見守りと支援を行う。いじめの認知月の次の月を起点として、3か月経過後に「解消（日常的に観察継続中）」か「継続」の判断を行う。その際には、被害児童が心身ともに健康で安全な生活が送れるようになったかを総合的に判断する。

